

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則	岐 阜 県 公 害 防 止 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 岐 阜 県 ゴ ル フ 場 の 環 境 管 理 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	(環 境 管 理 課) ヘ ー ツ 一
		(同) 一

規 則

号外 (12) 平成二十五年 四月 一日

岐 阜 県 公 害 防 止 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成二十五年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 三 十 九 号

岐 阜 県 公 害 防 止 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 公 害 防 止 条 例 施 行 規 則 (昭 和 四 十 三 年 岐 阜 県 規 則 第 百 二 十 九 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 四 条 第 一 項 中 「 規 定 に よ る 」 を 削 り、 「 請 求 は 」 の 下 に 「 知 事 (振 興 局 の 所 管 区 域 に あ つ て は) を 加 え、 「 以 下 」 を 「 」。 次 項 及 び 第 三 十 条 に お い て 「 に 改 め、 同 条 第 二 項 中 「 振 興 局 長 」 を 「 知 事 」 に 改 め る。

第 二 十 三 条 第 四 項 中 「 す べ て 」 を 「 全 て 」 に 改 め る。

第 三 十 条 中 「 振 興 局 長 」 を 「 知 事 」 に 改 め る。

別 表 第 六 備 考 第 三 号 (四) 中 「 の うち チ オ シ ア ン 酸 第 二 水 銀 法 」 を 削 り、

別 表 第 十 備 考 第 二 号 及 び 別 表 第 十 一 備 考 第 二 号 中 「 第 二 条 第 七 項 」 を 「 第 二 条 第 一 項 第 十 六 号 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

岐 阜 県 ゴ ル フ 場 の 環 境 管 理 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成二十五年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則（平成十二年岐阜県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「振興局長」を「知事（振興局の所管区域にあつては、振興局長）」に、「以下」を「」。次項、次条第一項、第七条第一項及び別表五の項において「に改め、同条第三項中「振興局長」を「知事」に改める。

第六条第一項中「振興局長」を「知事」に改める。

第七条第一項中「振興局長、保健所長」を「知事、保健所長」に、「振興局長等」「を」「知事等」「に改め、同条第二項中「振興局長等」を「知事等」に改める。

第八条中「振興局長等」を「知事等」に改める。

別表五の項第三号中「振興局長」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社